広報
かすみがうら 6 2020
kasumigaura public relations

新型コロナウイルス感染症対策版

新しい生活様式で感染拡大を防止

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「新しい生活様式」を日常生活の中で取り入れられるよう、具体的にイメージできる実践例を示しました。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があります。飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に取り入れた生活様式を実践していくことが、感染の防止にとても重要となります。自らを感染から守るだけでなく、大事な家族や友人、隣人などの命を守るため、周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。そのためには一人ひとりの心掛けが何より大切です。具体的には、**「人と身体的距離をとり接触を減らすこと」「マスクをすること」「手洗いをすること」**が重要となります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐために、一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を取り入れていきましょう。　問　健康づくり増進課

「新しい生活様式」の実践例

厚生労働省 HP

【一人ひとりの基本的感染対策】

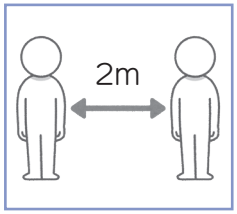

▶感染防止の基本
- 人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける
- 外出時などは症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ってからまず手や顔を洗う
- 手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う　など

▶移動に関する感染対策
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 誰とどこで会ったかメモをする　など

【日常生活の基本的生活様式】

- こまめに換気
- 咳エチケットの徹底
- 体温測定、健康チェック
- 密集・密接・密閉の３密を避ける　など

【日常生活の各場面別の生活様式】

▶買い物
- 買い物は１人または小人数で計画を立て素早く
- 電子決済の利用
- 通信販売の利用　など

▶食事
- デリバリーやテイクアウトも
- 大皿は避けて料理は個々
- 対面ではなく横並び　など

▶娯楽・スポーツなど
- 公園はすいた時間を利用
- ジョギングは少人数で
- 狭い部屋に長居はしない
- 予約制を利用　など

▶公共交通機関の利用
- 会話は控えめに
- 混雑時間帯は避ける　など

【働き方の新しいスタイル】

- テレワークや交代勤務
- 時差出勤
- 会議はオンライン
- 打ち合わせは換気とマスク
- オフィスは広々と　など

▶千代田庁舎 ☎ 0299-59-2111
▶霞ヶ浦庁舎 ☎ 029-897-1111
問：お問い合わせの際は担当課名をお伝えください

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するガイドブックを作成しました。

猶予

市税などの猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により市税や公共料金などの納付が困難な場合に、猶予制度などがあります。

事業などに係る収入に相当の減少があった方は、申請により、最大で1年間、地方税の徴収の猶予を受けられる場合があります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。
申請期限は6月30日㈫、または納期限のいずれか遅い日までに申請してください。
地方税：市・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税　問 納税課（千代田庁舎）

後期高齢者医療保険料の納付が困難な方は、申請により減免または徴収の猶予を受けられる場合がありますのでご相談ください。　問 国保年金課（千代田庁舎）

介護保険料の納付が困難な65歳以上（第1号被保険者）の方は、申請により原則として6カ月以内の期間に限り、徴収の猶予を受けられる場合がありますのでご相談ください。問 介護長寿課（千代田庁舎）

上下水道・農業集落排水の使用料の支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられる場合がありますのでご相談ください。　問 第一環境株式会社、上下水道課　☎ 029-897-2300

相談

新型コロナウイルス感染症の各種相談

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱や咳の比較的軽い風邪が続くなど、心配な症状が出たときの対応などはご相談ください。
▶厚生労働省　☎ 0120-565-653　午前9時～午後9時（土・日・祝日も実施）
▶茨城県庁　☎ 029-301-3200　24時間（土・日・祝日も実施）
▶土浦保健所　☎ 029-821-5342　午前9時～午後5時（平日のみ）

学校の臨時休業における自宅待機により、児童・生徒のストレスの増加などが心配されます。お子さんの学習面や生活面について心配がありましたら、各機関にご相談ください。　問 学校教育課（霞ヶ浦庁舎）
▶各小学校配置のスクールカウンセラー（お子さんが在籍する各小学校）
▶市教育支援センター「ひたちの広場」　☎ 0299-59-1230
▶教育支援相談　☎ 029-897-1111（事前の電話予約が必要です）

いつもと違う生活の中で、不安やストレスなどによる児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）が心配されます。不安や心配事はひとりで悩まず相談してください。　問 子ども家庭課（千代田庁舎）
▶児童相談所虐待対応ダイヤル　☎ 189（いちはやく）
▶DV相談ナビ＋　☎ 0120-279-889（つなぐ　はやく）

支給

マスクの支給

再利用できるインナーマスクの配布　問 健康づくり増進課　☎ 029-898-2312
対象者：市民全員（6月1日現在、住民基本台帳に記録されている方）
配布方法：世帯主宛てに世帯人数分を郵送で配布　配布枚数：1人あたり1枚

妊婦さんへの不織布マスク配布　問 健康づくり増進課　☎ 029-898-2312
対象者：市内在住の妊婦　配布方法：子育て世代包括支援センターでの母子手帳交付時に配布
配布枚数：1人あたり20枚　※里帰り出産でかすみがうら市内に来ている妊婦の方はご連絡ください

市立小中学校児童生徒へのマスクの配布　問 学校教育課（霞ヶ浦庁舎）
対象者：市立小中学校在籍の児童・生徒　配布方法：各学校の分散登校時などに配布
配布枚数：1人あたり3枚（文部科学省：1枚、市：2枚）※今後、文部科学省から1枚追加予定

保育所児童への布マスクの配布　問 子ども家庭課（千代田庁舎）
対象者：市内公私立保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所在籍の児童・職員
配布方法：各施設にて配布　配布枚数：1人あたり1枚

新型コロナウイルス感染症の影響による 生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金などでお悩みの皆さんに向けて、公的な支援制度をご案内します（5月22日現在）。最新の情報は、各問い合わせ先や各ホームページでご確認できますので、お役立てください。

給付金など

特別定額給付金（国）

問 特別定額給付金室（千代田庁舎）

給付対象者1人あたり10万円を支給します。申請は、マイナンバーカード（オンライン）、または市から郵送された申請書を返送してください。また、世帯主が世帯分をまとめて申請してください。

子育て世帯臨時特別給付金（国）

問 子ども家庭課（千代田庁舎）

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を支給します。手続きは不要です。特例給付として児童1人あたり月額5,000円の支給を受けている方は対象外です。公務員の方は、勤務先で支給対象であると証明を受けたうえで、子ども家庭課へ申請してください。

臨時休校支援給付金（市）

問 学校教育課（霞ヶ浦庁舎）

小中学校などの臨時休業に伴う生活支援として、市内在住の児童・生徒1人あたり1万円を支給します。申請は、市から郵送された申請書を返送してください。

住居確保給付金（国）

問 かすみがうら市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居の喪失または喪失するおそれのある方へ、家賃相当分を3カ月支給します。
限度額　単身世帯：34,000円、2人世帯：41,000円、3人以上世帯：44,000円

傷病手当金支給（市）

問 国保年金課（千代田庁舎）

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン（市）

問 地域未来投資推進課（千代田庁舎）

生活支援と市内の飲食店を応援するため、6月中に1世帯あたり1,000円のクーポン券を配布します。さらに、ひとり親世帯、要保護世帯で小中学校のお子さんがいる世帯、または準要保護世帯のいずれかに該当する世帯に2,000円のクーポン券を別に配布します。クーポン券はデリバリー・テイクアウト登録店で利用できます。

貸付

緊急小口資金貸付（特例）

問 かすみがうら市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

生活に必要な資金が緊急かつ一時的に必要となった家庭を対象に、10万または20万円を無利子で貸し付けします。据置期間：1年以内　償還期限：2年以内※延滞利子が発生しますのでご注意ください。

総合支援資金（特例）

問 かすみがうら市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

失業や収入減少により生活維持が困難になった場合、生活再建までに必要な生活費用を3カ月間無利子で貸し付けします。単身世帯：月額15万円以内、2人以上世帯：月額20万円以内。
据置期間：1年以内　償還期限：10年以内※延滞利子が発生しますのでご注意ください。

▶千代田庁舎 ☎ 0299-59-2111
▶霞ヶ浦庁舎 ☎ 029-897-1111
問：お問い合わせの際は担当課名をお伝えください

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイド
新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するガイドブックを作成しました。

融資

融資制度は多数ありますので、国などが設置する経営相談窓口のほか、茨城県や茨城県信用保証協会、商工会、お取引のある金融機関などへご相談ください。

経営支援窓口

茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室	☎ 029-301-2869
中小企業金融・給付相談窓口	☎ 0570-783-183
金融庁相談ダイヤル	☎ 0120-156-811
茨城県信用保証協会経営支援部	☎ 029-224-7813（平日） ☎ 029-224-7811（土日祝）
茨城県よろず支援拠点	☎ 029-224-5339

茨城県パワーアップ融資（県・市）

問 茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 ☎ 029-301-2869

売上が減少（直近３カ月の売上が前年同期比▲５～20%以上）した事業者向け融資です。３年間 10 割利子補給し信用保証料が実施負担ゼロになります（県 1/2、市 1/2 補助）。

中小企業事業継続応援貸付（県・市）

問 茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 ☎ 029-301-2869

売上が減少（2020 年１月から 12 月のうち 2019 年同月比でひと月の売上が前年同月比▲ 50%以上）しており、公的融資や民間金融機関からの借り入れが困難な事業者向けに、県と市町村が協調して事業継続のための無利子・無担保による貸付制度（上限 200 万円）です。

新型コロナウイルス感染症対策融資（国）

問 茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 ☎ 029-301-2869

売上が減少（直近３カ月の売上が前年同期比▲５～20%以上）した事業者向け融資で、３年間無利子・無担保（企業規模による）になります。民間金融機関の保証付融資の借換も可能です。

セーフティネット保証（国）

問 茨城県信用保証協会土浦支店 ☎ 029-826-7812

売上高などの減少について市の認定を受けることで、一般保証とは別枠の保証を利用できます。
【セーフティネット保証４号、５号】売上が減少（直近３カ月の売上が前年同期比▲５～20%以上）した事業者に対して、別枠で 2.8 億円を 80%または 100%保証
【危機関連保証】売上が減少（直近３カ月の売上が前年同月比▲ 15%以上）した事業者に対して、別枠で 2.8 億円を 100%保証。

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）

中小企業：日本政策金融公庫水戸支店 ☎ 029-231-4246
個人・小規模：日本政策金融公庫土浦支店 ☎ 029-822-4141

最近１カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５%以上減少した事業者の方が対象となり、信用力や担保によらず一律金利とし、融資後３年間まで 0.9%金利を引き下げ、加えて据置期間は５年とします。さらに「特別利子補給制度」を併用することで実質的に無利子となります。

商工中金による危機対応融資（国）

問 商工組合中央金庫窓口 ☎ 0120-542-711

最近１カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５%以上減少した事業者の方が対象となり、信用力や担保によらず一律金利とし、融資後３年間まで 0.9%金利を引き下げ、加えて据置期間は最長５年とします。さらに「特別利子補給制度」を併用することで実質的に無利子となります。

マル経融資の金利引き下げ（国）

問 かすみがうら市商工会 ☎ 0299-59-3755

売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲ 0.9% 引き下げします。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長します。さらに「特別利子補給制度」を併用することで実質的に無利子となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続や資金調達などでお悩みの皆さんに向けて、各種支援制度をご案内します（５月 22 日現在）。最新の情報は、各問い合わせ先や各ホームページでご確認できますので、お役立てください。

給付金・助成金・協力金

持続化給付金（国）

問 持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570

ひと月の売り上げが前年同月比で 50%以上減少した事業者へ給付します。中小事業者には最大 200 万円、個人事業者には最大 100 万円で、昨年１年間の売り上げからの減少分が上限となります。申請は経済産業省のホームページからオンライン申請を行ってください。また、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」を開設しています。新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とし、事前予約無しに来場いただいてもサポートが受けられませんのでご注意ください。
▶「申請サポート会場 受付専用ダイヤル（自動ガイダンス）」 0120-835-130（24 時間対応）
▶「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」 0570-077-866（午前９時～午後６時）
【近隣のサポート会場】◎土浦会場（L'AUBE Kasumigaura1F 土浦市川口 2-11-31）
◎石岡会場（サポート・ワン 5F 石岡市府中 1-3-5）

かすみがうら市事業継続給付金（市）

問 地域未来投資推進課（千代田庁舎）

国の持続化給付金（ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少）の対象とならない、売上が減少（2020 年１月から 12 月のうち 2019 年同月比でひと月の売上が 30%以上 50%未満減少）した市内事業者へ一律 20 万円を支給します。詳細は７ページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金（県）

問 茨城県労働政策課 ☎ 029-301-5375

茨城県からの営業自粛要請により、中小企業や個人事業主が休業や時間短縮に協力した場合、10 万円を支給します。また、事業所を賃借している場合は 10 万円、複数賃借している場合はさらに 10 万円が加算されます。

雇用調整助成金（国）

問 茨城労働局職業対策課 ☎ 029-224-6219

茨城県からの営業自粛要請により、中小企業が休業や時間短縮に協力し、従業員の解雇をせず休業手当を 100%支払った場合、上限金額を支給します。上限は日額 8,330 円です。また、休業手当を 60%以上支払っている事業者も支給対象となります。対象期間は４月１日～６月 30 日までとなります。

小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（国）

問 学校等休業助成金支援金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に助成金を支給します。適用となるのは、令和２年２月 27 日から６月 30 日までの間に取得した休暇です。支給額は日額 8,330 円が上限となります。申請期間は令和２年９月 30 日までです。

小学校などの臨時休業に伴う保護者支援（国）

問 学校等休業助成金支援金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。令和２年２月 27 日から６月 30 日までの間において、就業できなかった日について、１日あたり 4,100 円（定額）を支給します。申請期間は令和２年９月 30 日までです。

かすみがうら市デリバリー・テイクアウト事業協力金（市）

問 地域未来投資推進課（千代田庁舎）

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内飲食店事業者が、デリバリー・テイクアウトに取り組むための協力金として 10 万円を給付します。詳細は６ページをご確認ください。

かすみがうら市事業継続給付金

持続化給付金の対象とならない事業者を市が支援

かすみがうら市では、国が給付する持続化給付金において、支給対象とならない事業者を対象に、特別支援策として給付金を支給することで、事業の継続を支援します。　問 地域未来投資推進課（千代田庁舎）

給付対象者（※❶～❺のいずれにも該当する事業者）

❶ 市内に事業所を有する中小企業または個人事業主
❷ 市税の未納がないこと
❸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比でひと月の売上が30%以上50%未満減少した月があること
❹ 国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定がないこと
❺ 本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること

給付額

一律20万円（1申請者1回限り）

給付イメージ図

売上減少率	（国）持続化給付金	（市）事業継続給付金
50%以上	中小企業　200万円 個人事業主　100万円 ※給付限度額	対象外 ※国の持続化給付金対象のため
30%以上50%未満	対象外	中小企業・個人事業主 一律20万円
30%未満		対象外

申請期限

令和3年1月15日㈮必着

申請書類

【提出書類】 市ホームページからダウンロード、またはお問い合わせ先で配布します。
① 交付申請兼請求書
② 直近の確定申告書の写しまたは法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証など、市内で事業を営んでいることがわかる書類
③ 売上減少となった月の売上を証する書類（売上台帳などの写しなど任意の書類で可）
④ 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類（直近の確定申告書の写しや売上台帳の写しなど任意の書類で可）
⑤ 誓約書兼同意書
⑥ 申請者本人名義の振込先口座が確認できる書類
⑦ 運転免許証など本人確認ができるものの写し
【提出先】 必要書類を郵送にて申請してください。
▶かすみがうら市　市長公室　地域未来投資推進課　〒315-8512　かすみがうら市上土田461番地
※やむを得ない事情などにより郵送が困難な場合は、下記のいずれかに提出してください。

お問い合わせ先

◎かすみがうら市　市長公室　地域未来投資推進課　（千代田庁舎）
【所在地】かすみがうら市上土田461番地　☎0299-59-2111
◎かすみがうら市　都市産業部　農林水産課　（霞ヶ浦庁舎）
【所在地】かすみがうら市大和田562番地　☎029-897-1111
◎かすみがうら市商工会
【所在地】かすみがうら市上土田433番地2　☎0299-59-3755

申請書ダウンロード

かすみエール飯

「デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン」でかすみがうら市を元気に！

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内飲食店を応援するとともに、お店の味を自宅でも気軽に味わっていただくことを目的としたプロジェクトです。市民の皆さんには、割引クーポン（1世帯あたり1,000円）を配布しますので、クーポン取扱店舗でご利用ください。クーポンの配布時期は6月中を予定しています。　問 地域未来投資推進課（千代田庁舎）

SNSで「#かすみエール飯」のタグをつけて応援しよう！

市内でデリバリーやテイクアウトに取り組んでいる飲食店に対し、SNS（ツイッター、インスタグラム）を活用し、市民の皆さんが料理などの情報を共有する「かすみエール飯」で応援してください。

デリバリー・テイクアウトを実施する飲食店の皆さんには、割引クーポン取扱店として登録が必要となりますので、「かすみエール飯」専用サイトから申請書をダウンロードし郵送で申請してください。登録された飲食店には協力金として10万円が市から支給されます。

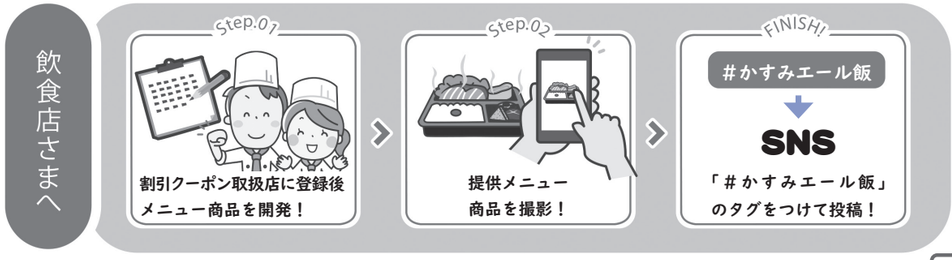

応援キャンペーンの流れ

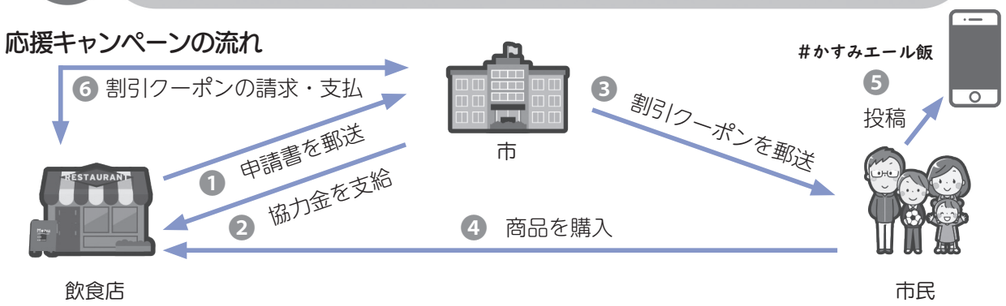

❶ デリバリー・テイクアウトを行う飲食店は、割引クーポン取扱店の登録申請および協力金の給付を申請
❷ 市は、申請のあった飲食店にデリバリー・テイクアウトの協力金として10万円を給付
❸ 市は、割引クーポンを一世帯あたり1,000円分（500円券を2枚）を配布
❹ 市民は、受け取ったクーポンを商品購入時に提示し、飲食店は差し引いた価格で商品を提供
❺ 市民は、購入した商品をSNSで、「**#かすみエール飯**」のタグをつけて投稿に協力
❻ 飲食店は、市にクーポン分の金額を請求し、請求を受けた市は、クーポンを現金化して飲食店に支払う

《 割引クーポン取扱店の申請方法 》
各種申請方法および「かすみエール飯」の情報は、専用サイトをご覧ください。
≪かすみエール飯≫　https://www.kasumi-yell-meshi.jp

災害時における新型コロナウイルス感染症の対策

新型コロナウイルス感染症拡大の中、災害の危険が迫ったら

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において、災害が発生し、避難所へ避難する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要です。また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができない可能性や、密集した避難所での集団生活などにより、感染症が拡大するリスクが高まります。

市では、感染拡大を防止するため、十分な換気やスペースの確保など、少しでも感染リスクが軽減されるよう対策して避難所の開設を行いますが、自助としての感染防止対策をできるだけお願いします。

問 総務課（千代田庁舎）

▶日常からできること

【在宅避難、親戚や友人の家などへの避難を検討してください】

避難所が過密状態となると感染リスクが高まります。感染拡大防止の観点から、自宅での安全確保が可能な方は、在宅避難を検討してください。可能な場合は、安全な地域にいる親戚や友人の家など、避難所以外への避難も検討してください。特に、高齢者や乳幼児のいるご家庭は、事前の準備が必要です。

※自分の住んでいる場所が避難の必要な場所なのか、総合防災マップや市ホームページなどで調べておきましょう。

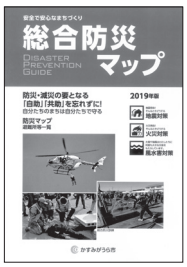

総合防災マップ　洪水ハザードマップ　土砂災害警戒区域

【マスクなどの必要なものの備蓄】

市の備蓄品には限りがありますので、必要なものはできるだけ自分で用意し、避難の際は持参をお願いします。

◎マスク（なければタオルなど）　◎消毒液、除菌シートなど　◎体温計　◎食料や飲料水（最低３日分）など

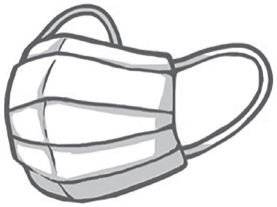

※在宅避難を想定して、食料・水・生活必需品や常備薬について少なくとも３日は生活できるように準備をしておきましょう。

▶避難所へ避難する場合の注意点

避難所では手洗い、うがい、咳エチケットの基本的な感染対策を徹底してください。また、個人で身の回りの清潔品（タオル、歯ブラシなど）を持参してください。

▶避難所での市の対応

避難所へ入室する前には必ず検温を実施します。検温の結果、発熱などの症状が認められる場合は、帰国者・接触者相談センターなどへ相談をしていただく場合があります。

避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるよう気を付けます。また、避難所内が過密になることを防ぐため、他の避難所を案内する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

かすみがうら広報 新型コロナウイルス感染症対策版
発行日／令和２年６月５日　発行／かすみがうら市　編集／情報広報課（霞ヶ浦庁舎）
〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461　☎0299-59-2111／☎029-897-1111　FAX.0299-59-2130
HPアドレス／https://www.city.kasumigaura.lg.jp　E-mail／info@city.kasumigaura.lg.jp